

職員災害時行動マニュアル



令和7年4月

富士宮市



災害発生後直ちに実施すること

本部長（市長）の対応

- ◆本部長は、災害の規模や状況に応じ、自衛隊の派遣要請など関係機関への迅速な連絡や、応急対応の指示を行う。
- ◆本部長は、特別な場合を除いて災害対策本部室に在席し、常に所在を明らかにする。
- ◆本部長は、発災から3日間は、救出救護班、被害調査班及び応急復旧班への職員増員等を図り、傷病者の救出救護を最優先とした対応を行う。

◆発災後の最重要組織

救出救護班	消防職員・消防団・地域住民と連携した救助活動を行う。
被害調査班	市内全域の被害状況を的確に把握する。 （指示を受けた地区において、学校を除くすべての建物の1次被害認定調査及び道路・河川・橋梁等公共施設の被害調査を実施）
応急復旧班	緊急輸送路の確保、通行規制、ライフラインの復旧等迅速な対応を行う。 （警察・富士宮建設業協同組合・富士宮市管工事協同組合・静岡県解体工事業協会・静岡県鳶工業連合会等との連携）

◆市民への対応

地区担当班	施設管理者と協力して早期に避難所を開設し、被害状況、避難者数などの情報を本部に報告する。
広 報 班	同報無線、メール配信、広報車、ホームページ、ラジオエフなどを利用して必要な情報を迅速に伝え、市民の動揺を防ぐ。

《 目 次 》

1	配備体制	
(1)	突発地震が発生した場合	2
(2)	南海トラフ地震揺動情報が発表された場合	3～4
(3)	風水雪害が発生した場合	5
(4)	土砂災害警戒情報が発表された場合	6
(5)	富士山の噴火警報等が発表された場合	7
(6)	富士山スラッシュ雪崩が発生した場合	8～9
(7)	原子力災害が発生した場合	10
(8)	武力攻撃事態等が発生した場合	10
2	職員の参集	
(1)	日常の備え（職員・家族が被災者とならない。）	11
(2)	参集の連絡	11
(3)	各職員が実施すべき事項	12
(4)	参集の判断	13
3	災害対策本部の設置	
(1)	災害対策本部の設置基準	14
(2)	設置場所	14
(3)	本部長の職務代理者	14
(4)	富士宮市災害対策本部組織構成	15～16
(5)	富士宮市災害対策本部事務分掌	17～25
	各班に共通する事務	25
(6)	地区担当班の構成	26
4	災害対策本部会議の開催	
	【第1回会議】	27～28
	【第2回会議】	29
	【第3回目以降の会議】	29
5	報道機関への対応	30
6	避難所の開設	30
7	個人カード	31

※	連絡先等一覧	別紙
---	--------	----

1 配備体制

配備体制は、災害の種別により、その都度市長（本部長）が決定する。

また、災害が発生するおそれがあるときは、本部開設前であっても事前配備体制をとり、必要な措置を講ずる。

※各表中の「副班長相当職」とは、副班長及び班付職員をいう。

※消防職員は消防計画及び警防規定の定めるところによる。

（消防長及び消防団長は、消防指揮本部を兼務）

(1) 突発地震が発生した場合

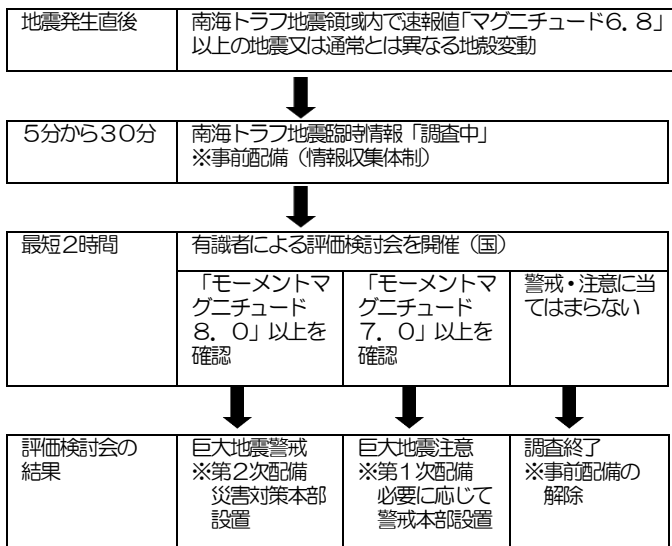
配 備 基 準	配 備 体 制
市内で震度4の地震が発生したとき。 震度5弱の地震が県内他市町又は災害時相互応援協定締結市町で発生したとき。	事前配備 ・危機管理監 ・危機管理局職員
市内で震度5弱の地震が発生したとき。 その他、市長（本部長）が特に必要と認めたとき。	第1次配備（必要に応じて災害対策本部設置） ・本部長・副本部長・危機管理監 ・部長・事務局(対策班、広報班) ・事務局(情報班、総務班)の各班長、副班長相当職 ・都市整備部及び水道部の各班長、副班長相当職 ・危機管理局職員
市内で震度5強以上の地震が発生したとき。 その他、市長（本部長）が特に必要と認めたとき。	第2次配備（災害対策本部設置） ・全職員動員体制

(2) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

情 報 名	配 備 体 制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	事前配備（情報収集体制） ・危機管理監 ・危機管理局職員 ・状況によりその他の職員（情報収集及び連絡活動を主とした体制）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	第1次配備（必要に応じて警戒本部設置） ・本部長・副本部長・危機管理監 ・部長・事務局(対策班、広報班) ・事務局(情報班、総務班)の各班長、副班長相当職 ・都市整備部及び水道部の各班長、副班長相当職 ・危機管理局職員 ※ 本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後、関連する地震が発生したとき。	第2次配備（災害対策本部設置） ・全職員動員体制 ※ （巨大地震警戒）発表時の体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する

※静岡県内で地震が発生した場合は（1）の基準により参集する。

南海トラフ地震臨時情報発表による対応フロー



(3) 風水雪害が発生した場合

配 備 基 準	配 備 体 制
大雨、暴風、洪水又は大雪に関する警報が発表されたとき。 その他、市長が特に必要と認めたとき。	事前配備 ・危機管理局で指名された者 ・都市整備部で指名された者 ・情報収集、応急対策等のため、市長が指名した者
小規模の災害が局地的に発生し又は発生するおそれがあるとき。 その他、市長（本部長）が特に必要と認めたとき。 ＊参集の連絡は、「土砂災害警戒情報が発表された場合」（6ページ）の連絡とは別に行う。 連絡方法は、「参集の連絡」（11ページ）参照	第1次配備（必要に応じて災害対策本部設置及び水防本部設置） ・本部長 ・副本部長 ・危機管理監 ・部長 ・事務局(対策班、広報班) ・事務局(情報班、総務班)の各班長、副班長相当職 ・都市整備部及び水道部の各班長、副班長相当職 ・危機管理局職員 【避難所の開設を要する場合】 ・地区担当班職員
大雨、暴風、暴風雪若しくは大雪に関する特別警報が発表されたとき又は大規模の災害が広範囲にわたって発生し若しくは発生するおそれがあるとき。 その他、市長（本部長）が特に必要と認めたとき。	第2次配備（災害対策本部設置） ・全職員動員体制

※水防計画の定めるところによる。

(4) 土砂災害警戒情報が発表された場合

富士宮市に「土砂災害警戒情報」が発表された場合は、同報無線により市内全域に広報するとともに、市幹階職員等へは、緊急通報システムを利用して情報の伝達を行う。（参集を促す連絡ではない。）

なお、降雨の状況によっては、避難情報等の判断・伝達マニュアルにより、警戒区域内の住民に対して避難に関する情報を発令し、風水雪害が発生した場合の体制をとる。

【幹階職員等】

- ・市長、副市長、教育長、消防団長
- ・危機管理監、消防長、総務部長、企画部長、財政部長、市民部長、産業振興部長、環境部長、保健福祉部長、こども家庭統括監、都市整備部長、水道部長、病院事務部長、会計管理者、教育部長、市議会事務局長、監査委員事務局長
- ・危機管理局長、消防次長、農業政策課長、福祉企画課長、高齢介護支援課長、障がい療育支援課長、こども未来課長、保育支援課長、管理課長、道路課長、河川課長、教育総務課長、学校教育課長

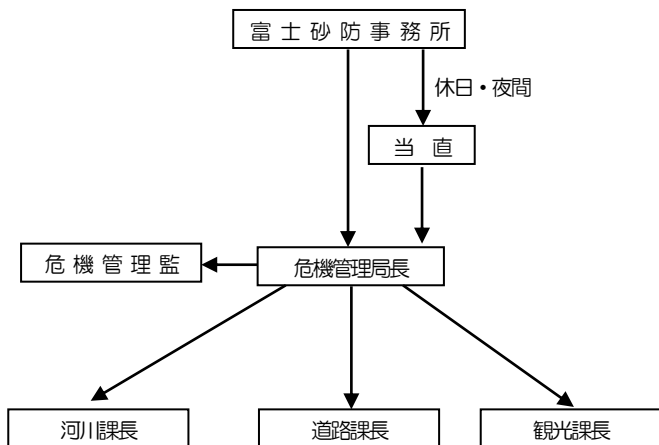
(5) 富士山の噴火警報等が発表された場合

配 備 基 準	配 備 体 制
富士山が<u>噴火予報（レベル1、活火山であることに留意）</u>の状態で、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたとき。その他、市長が特に必要と認めたとき。	事前配備 ・危機管理監 ・危機管理局職員 ・情報収集、連絡活動等のため、市長が指名した者
富士山に<u>火口周辺警報（レベル3、入山規制）</u>が発表されたとき。その他、特に市長（本部長）が必要と認めたとき。 ※レベル2の発表はなく、レベル1からレベル3に移行される。	第1次配備（警戒本部） ・本部長・副本部長・危機管理監 ・部長・事務局(対策班、広報班) ・事務局(情報班、総務班)の各班長、副班長相当職 ・都市整備部及び水道部の各班長、副班長相当職 ・危機管理局職員 【避難所の開設を要する場合】 ・地区担当班職員
富士山に<u>噴火警報（レベル4、高齢者等避難）（レベル5、避難）</u>が発表されたとき。その他、特に市長（本部長）が必要と認めたとき。	第2次配備（災害対策本部設置） ・全職員動員体制

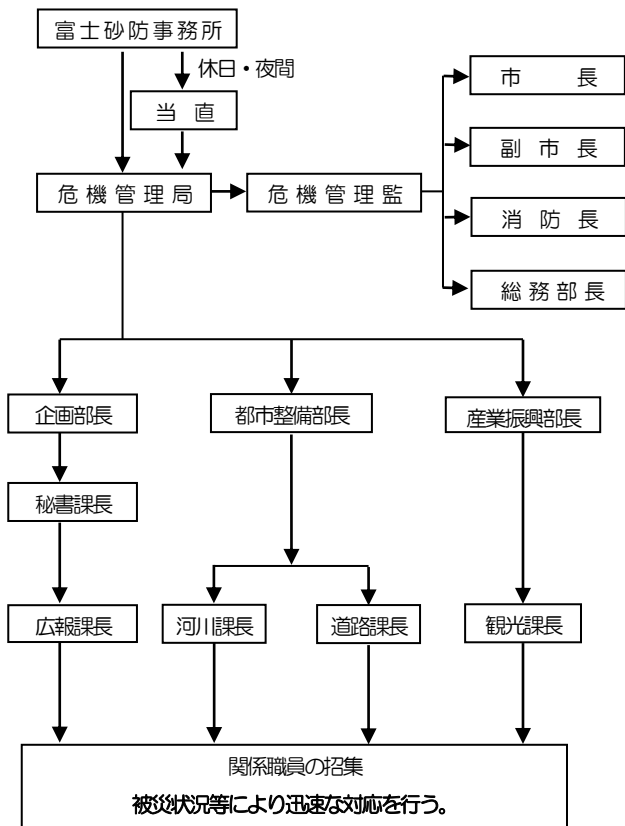
(6) 富士山スラッシュ雪崩が発生した場合

富士山にスラッシュ雪崩が発生した場合は、被害の有無により次に定める「富士山スラッシュ雪崩の連絡体制」に基づき対応する。

<被害が無い場合の連絡>



＜被害がある場合の連絡＞



(7) 原子力災害が発生した場合

配 備 基 準	配 備 体 制
警戒事態発生 of 通報を受けたとき。	事前配備（情報連絡活動） ・危機管理監 ・危機管理局職員
施設敷地緊急事態 of 通報を受けたとき。	第1次配備 ・本部長・副本部長 ・危機管理監・部長 ・事務局（対策班、広報班） ・事務局（情報班、総務班）の各班長、副班長相当職 ・危機管理局職員
内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。	第2次配備（災害対策本部設置） ・全職員動員体制

(8) 武力攻撃事態等が発生した場合

配 備 基 準	配 備 体 制
市内外において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したとき。	事前配備 ・危機管理監 ・危機管理局職員 ・消防職員
内閣総理大臣から県知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき指定の通知を受けたとき。	第2次配備（国民保護対策本部設置） ・全職員動員体制

2 職員の参集

(1) 日常の備え（職員・家族が被災者とならない。）

- ア 住宅の耐震化、家具等の転倒防止を実施する。
- イ 7日分以上の食料、飲料水等を備蓄し、非常持出品を準備する。
- ウ 家族の安否確認方法を決めておく。（災害用伝言ダイヤル等の活用）
- エ 乳幼児を抱える職員は、帰宅困難時や参集時の預け先を決めておく。
- オ 近隣の職員同士でお互いに連絡できる体制を作る。
- カ 防災服、ヘルメット等は、災害時参集場所又は自宅に保管する。

(2) 参集の連絡

災害時等における職員への参集連絡は、緊急通報システムにより、各職員が事前に登録した①携帯電話メール、②携帯電話、③固定電話の順に行う。（メールアドレス及び電話番号に変更があった場合には、登録の変更が必要であるため、マイページから各職員で変更すること。）

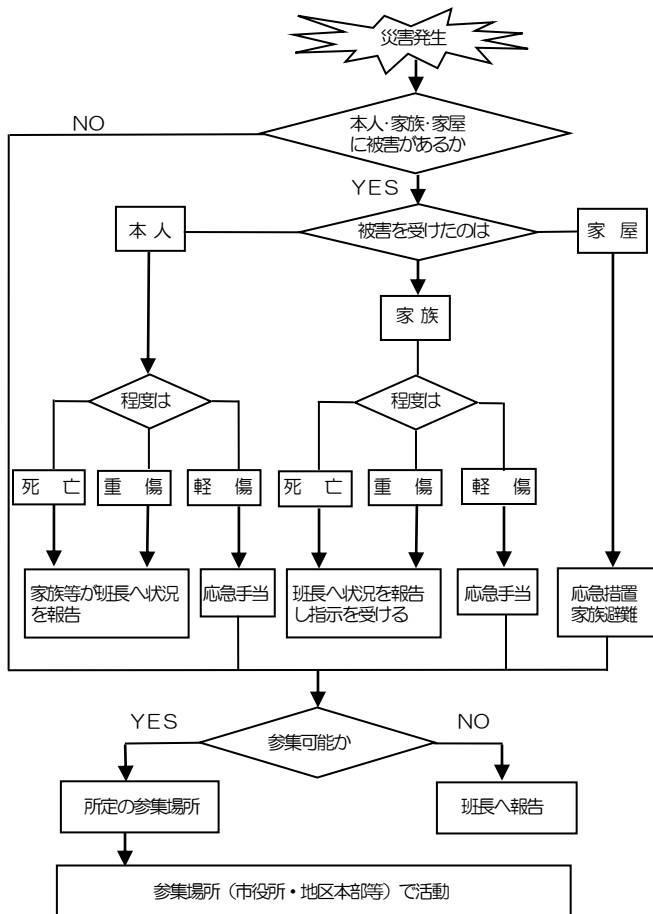
※問い合わせ先：危機管理局

なお、大規模災害の発生直後は緊急通報システムによる連絡ができない状況もあり得るため、職員は、テレビ・ラジオ等で情報を確認し、自主的に参集すること。

(3) 各職員が実施すべき事項

時系列的項目		実 施 内 容
参集準備		災害が発生するおそれがあると判断した場合は、参集の準備を行う。
参 集 途 上	緊急措置	参集途上において火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火、救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員・消防団員がいるときは、その活動を引き継ぎ参集場所へ直行する。
	被害状況の 情報収集	参集途上にあつては、次の情報収集に努める。 ・幹線道路、鉄道等の状況 ・建物の倒壊、損傷の状況 ・火災の発生、消火活動の状況、水害の発生、水防活動の状況 ・被災者、救助活動の状況 ・ライフラインの状況
被害状況の 報 告		・職員は、収集した情報を各班長に報告する。 ・各班長は、収集した情報を取りまとめ各部長に報告する。 ・各部長は、収集した情報を本部長に集約する。

(4) 参集の判断



3 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

- ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。
- イ 市域に台風、集中豪雨、洪水、地震、火災、爆発その他による災害が発生した場合で、市長（本部長）が本部設置の必要があると認めたとき。
- ウ 富士山に、レベル4又はレベル5の噴火警報が発表されたとき。
- エ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。
- オ 市長（本部長）が、本部を設置し総合的応急対策を実施する必要があると認めたとき。

(2) 設置場所

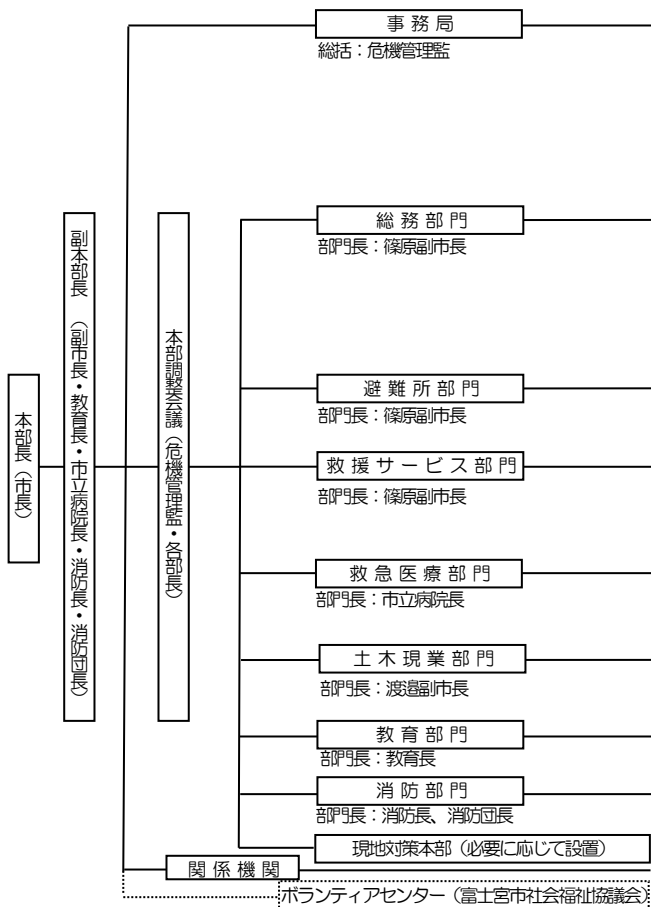
富士宮市役所本庁舎地下1階災害対策本部室に設置する。
ただし、本庁舎が被災した場合は、中央消防署に設置する。

(3) 本部長の職務代理者

本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合又は登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	消防長

(4) 富士宮市災害対策本部組織構成



対策班

情報班

広報班

総務班

総務部：行政班、人事班、契約管理班

企画部：企画推進班、富士山世界遺産班、デジタル推進班

財政部：財政班

市民部：市民生活班、市民交流班、市民班、保険年金班、(被災者支援センター)

会計管理部：会計管理班

市議会部：市議会班

地区担当部：地区担当総括班、各地区担当班（22地区）

産業振興部：農業政策班、観光班、商工振興班

環境部：環境企画班、生活環境班、花と緑と水の班、清掃センター班

保健福祉部：情報連絡班、要配慮者支援班、福祉施設班、こども班、保育支援班、療育支援班、医療救護・健康支援班、ボランティア班

救急医療部：市立病院班

都市整備部：調整班、応急復旧班、被害調査班、救出救護班、公共建築班、建物班

水道部：水道業務班、水道工務班、下水道班

教育部：教育総務班、学校教育班、社会教育班、文化班、市民体育館班、給食班、中央図書館班、西富士図書館班、芝川図書館班

消防部：消防総括班、消防総務班、警防班、予防班、消防班、警戒及び作業班

支援班：国土交通省、自衛隊、静岡県、警察、各種行政機関等

ライフライン復旧班：電話、電力、ガス等

(5) 富士宮市災害対策本部事務分掌

部 名 (部長相当職)	班 名 (班長相当職)	事 務 分 掌
本部調整会議 (危機管理監・各部長)		1 本部長、副本部長への助言、提言 2 応急復旧方法、担当班等の調整 3 各班長への指示、伝達
事 務 局 (危機管理監)	対 策 班 (危機管理局長)	1 事務局及び各班に共通する事務の統括 2 応急復旧方法、担当班等の検討 3 国、県本部への連絡（FUISAN システム入力） 4 防災関係機関との連絡調整 5 他自治体との相互応援に関する連絡調整 6 自衛隊災害派遣部隊受入れ及び総合調整
	情 報 班 (工事検査課長)	1 被害情報等の受付 2 災害時情報連絡票の作成 3 防災行政無線及び同報無線の運用 4 気象情報、生活関連施設外情報等の収集及び伝達 5 情報は供のとりまとめ
	広 報 班 (広報課長)	1 市民への情報発信 2 災害時広報活動計画の立案及び総合調査 3 報道機関に対する情報の提供及び対応 4 災害に関する記録
	総 務 班 (秘書課長)	1 本部長、副本部長の秘書 2 災害見舞及び来庁者の対応 3 本部会議、本部調整会議等の庶務

部 名 (部長相当職)	班 名 (班長相当職)	事 務 分 掌
総務部門		
総 務 部 (総務部長)	行 政 班 (行政課長)	1 物資集配拠点(市役所)の開設・管理 2 部内の連絡調整
	人 事 班 (人事課長)	1 職員動員の調整 2 職員及び他都市対応職員の食事の確保 3 職員の安全確認、保健衛生 4 職員の公務災害補償、厚生その他バックアップ業務全般
	契約管理班 (契約管理課長)	1 庁舎・設備の保守その他危機対応確保 2 集中管理車両の確保、配車計画及び避難所への緊急輸送の実施 3 車両及び市有施設用燃料その他応急対策用資材及び物資等の調達
企 画 部 (企画部長)	企画戦略班 (企画戦略課長)	1 物資集配拠点(市役所)の開設・管理に関する協力 2 部内の連絡調整
	富士山世界遺産班 (富士山世界遺産課長)	1 構成遺産の被害調査及び復旧 2 職員及び他都市対応職員の宿泊先の確保
	デジタル推進班 (デジタル推進課長)	1 コンピュータの災害応急対策 2 防災関係業務のコンピュータ処理 3 防災台帳作成に関する協力 4 災害り災者調査原票作成に係る協力
財 政 部 (財政部長)	財 政 班 (財政課長)	1 所管する施設等の被害調査及び復旧 2 災害対策に伴う予算措置 3 災害対策に伴う財政計画の編成及び財政に関する国・県の機関との連絡調整 4 建物被害認定調査 5 罹災証明書等の受付、発行 6 部内の連絡調整 7 仮設住宅用地等の確保

部 名 (部長相当職)	班 名 (班長相当職)	事 務 分 掌
総務部門		
市 民 部 (市民部長)	市民生活班 (市民生活課長)	1 公共交通機関との連絡調整 2 被災者支援センターの開設・運営 3 女性とLGBTの被災救済対策の協力 4 外国人の被災救済対策の協力 5 部内の連絡調整
	市民交流班 (市民交流課長)	1 所管する施設等の被害調査及び復旧 2 被災者支援センターの開設・運営の協力 3 女性とLGBTの被災救済対策 4 外国人の被災救済対策
	市 民 班 (市民課長)	1 死亡届の受理及び埋葬、火葬許可 2 火災証明書の発行に関する協力 3 被災者支援センターの運営協力 4 遺体の収容、埋葬、火葬に関する協力
	保険年金班 (保険年金課長)	1 資格確認証の交付 2 減免申請等受付 3 被災者支援センターの運営協力
会計管理部 (会計管理者)	会 計 管 理 班 (会計管理局審査係長)	1 災害対策に伴う経費の収支事務 2 義援金の募集・受付・保管
市議会部 (市議会事務局長)	市 議 会 班 (市議会事務局事務次長)	1 市議会の災害活動対策のための情報収集及び連絡調整 2 市議会の災害調査活動の補佐

部 名 (部長相当職)	班 名 (班長相当職)	事 務 分 掌
避難所部門		
地区担当部 (監査委員事務局長)	地区担当総括班 (監査委員事務局監査係長)	1 各地区担当班との連絡調整
	地区担当班 (22地区) ●大宮東地区 ●大宮中地区 ●大宮西地区 ●大宮南地区 ●大宮北地区 ●大富士・富士見地区 ●黒田地区 ●小泉西地区 ●富士根南地区 ●富士根北地区 ●富丘南地区 ●富丘北地区 ●北山地区 ●上野地区 ●白糸地区 ●上井出地区 ●猪之頭地区 ●柚野地区 ●大久保・長貴・羽鉾地区 ●稲子地区 ●内房地区 ●西山地区	1 地区担当班本部の開設・運営及び本部事務局、地区担当本部との連絡調整 2 地区内における発災直後の災害情報・防災情報の収集及び報告 3 被災者向け広報活動の実施 4 避難者の誘導、避難所開設、避難所運営の支援 5 避難所における仮設トイレの設置・管理 6 地区内における避難状況の把握及び総合調整 7 緊急物資、食品、飲料水の供給箇所の協力 8 担当地区内の自主防災会との連絡調整 9 避難所施設管理者との連絡調整 10 防災倉庫及び資機材の管理 11 地区担当班本部の施設管理等 (1) 施設の被害調査 (2) 施設利用者の避難態勢等及び安全確保 <該当班及び施設名> ●大宮東地区 (富士宮第一中学校) ●大宮中地区 (富士宮第二中学校) ●大宮西地区 (市民文化会館) (工事期間中は中央図書館) (西公民館) ●大宮南地区 (富士宮北高等学校) ●大宮北地区 (大富士交流センター) ●大富士・富士見地区 (南部公民館) ●黒田地区 (富士宮東高等学校) ●小泉西地区 (富士根南公民館) ●富士根南地区 (富士根北公民館) ●富士根北地区 (富士宮第四中学校) ●富丘南地区 (富丘交流センター) ●富丘北地区 (北山会館) ●北山地区 (上野会館) ●上野地区 (白糸会館) ●白糸地区 (上井出区民館) ●上井出地区 (井之頭小学校) ●猪之頭地区 (柚野小学校) ●柚野地区 (芝川会館) ●大久保・長貴・羽鉾地区 (稲子小学校) ●稲子地区 (内房小学校) ●内房地区 (B&G海洋センター) ●西山地区

部 名 (部長相当職)	班 名 (班長相当職)	事 務 分 掌
救援サービス部門		
産業振興部 (産業振興部長)	農業政策班 (農業政策課長)	1 所管する施設等の被害調査及び復旧 2 農業協同組合等関係団体との連絡調整 3 農畜産物被害の調査 4 家畜伝染病予防及び防疫対策 5 家畜の飲水・飼料・施設の応急対策の支援 6 農家に対する災害融資 7 市有林の被害調査及び報告 8 市有林道の被害調査及び交通規制 9 部内の連絡調整
	観 光 班 (観光課長)	1 観光施設等の被害調査 2 道の駅摩訶不思議高原（一時避難地）の開設 3 富士山噴火時の登山者の対策調整
	商工振興班 (商工振興課長)	1 食品、生活必需品等救援物資の確保・供給（協定業者） 2 流通在庫物資の集配 3 工業諸団体との連絡調整 4 商工会議所との連絡調整
環境部 (環境部長)	環境企画班 (環境企画課長)	1 遺体の捜索、収容、埋葬、火葬 2 所管する施設等の被害調査及び復旧 3 ペットスペース（スターターキット）の調整 4 部内の連絡調整
	生活環境班 (生活環境課長)	1 ごみ、し尿の緊急処理 2 ガレキ、廃材等の処理 3 事業所等における危険物の調査及び対策 4 所管する施設等の被害調査及び復旧 5 遺体の収容、埋葬、火葬に関する協力
	花と緑と水の班 (花と緑と水の課長)	1 所管する施設等の被害調査及び復旧 2 湧水に関する情報収集及び報告 3 遺体検視・検案所の開設に関すること （白糸自然公園 白糸ふれあいホール）
	清掃センター班 (清掃センター所長)	1 所管する施設等の被害調査及び復旧 2 ごみの緊急処理 3 遺体の収容、埋葬、火葬に関する協力

部 名 (部長相当職)	班 名 (班長相当職)	事 務 分 掌
救援サービス部門		
保健福祉部 (保健福祉部長) (こども家庭統括監)	情報連絡班 (福祉企画課長)	1 保健福祉部班長会議の運営 2 部内情報の収集・伝達・管理 3 医療救護計画に基づく医療救護体制の確立・維持 4 医療材料の調達、受入れ及び救護所等への供給手配 5 部内の連絡調整
	要配慮者支援班 (福祉総合相談課長)	1 要配慮者の避難状況の確認（安否確認） 2 要配慮者の避難行動支援・避難生活支援
	福祉施設班 (高齢介護支援課長)	1 福祉施設等の被害状況調査 2 福祉避難所の開設支援及び運営支援 3 介護・障害サービス提供体制の維持・支援
	こども班 (こども未来課長)	1 放課後児童クラブ及び児童館の被害調査及び復旧 2 要保護児童の確認・保護要請
	保育支援班 (保育支援課長)	1 公私立保育所等施設の被害調査及び復旧、復旧支援 2 災害時保育所の開設及び運営
	療育支援班 (障がい療育支援課長)	1 療育支援センター施設の被害調査及び復旧 2 あすなろ園施設の被害調査及び復旧
	医療救護 ・健康支援班 (健康増進課長)	1 救護所の設置・運営・管理 2 被災者の健康支援 3 公衆衛生活動スタッフの派遣要請
	ボランティア班 (高齢介護支援課認定審査係長)	1 災害対策本部と災害ボランティアセンター（富士宮市社会福祉協議会）との連絡調整 2 災害ボランティアセンターの設置（ボランティアの募集と受け入れを含む）の協力 3 災害ボランティアセンターの資機材等調達支援
救急医療部門		
救急医療部 (病院事務部長)	市立病院班 (病院管理課長)	1 災害拠点病院としての市立病院の運営 2 保健福祉部医療救護・健康支援班への協力

部 名 (部長相当職)	班 名 (班長相当職)	事 務 分 掌
土木現業部門		
都市整備部 (都市整備部長)	調整班 (管理課長)	1 警察との協議による通行規制路線の確認 2 部内の連絡調整
	応急復旧班 (道路課長)	1 事務局との連携による、道路などの応急復旧 2 緊急輸送路の確保
	被害調査班 (河川課長)	1 災害対策本部から指示された調査地区すべての被害調査 (道路、河川、橋りょう、建物、開発行為現場、土砂崩れ等)
	救出救護班 (都市計画課長)	1 消防職員、消防団、地域住民等と協力した救出救護 2 被災宅地危険度判定の実施
	公共建築班 (公共建築課長)	1 市有建物被害状況調査の取りまとめ 2 仮設住宅の建設 3 公共建物の復旧
	建物班 (建築住宅課長)	1 応急危険度判定の実施 2 住宅応急修理の受付及び支援 3 応急仮設住宅入居者の管理
水 道 部 (水道部長)	水道業務班 (水道業務課長)	1 水道施設の災害応急対策実施状況の統括 2 病院等防災活動拠点及び市民への応急給水 3 他水道事業者及び水道関係業者団体・指定工事店との連絡調整 4 災害応急対策用資機材の確保 5 ライフライン施設関係機関連絡協議会への参画 6 部内の連絡調整
	水道工務班 (水道工務課長)	1 水道施設等の被害調査 2 水道施設、設備等の復旧 3 応急給水用飲料水の確保 4 水道工事中断等の指示及び確認
	下水道班 (下水道課長)	1 所管する施設等の被害調査及び復旧 2 工事業者等に対する協力要請 3 し尿処理に関する協力 4 災害応急用資機材の確保 5 ライフライン施設関係機関連絡協議会への参画 6 上長貴農集客排水処理施設の被害調査及び復旧

部 名 (部長相当職)	班 名 (班長相当職)	事 務 分 掌
教育部門		
教 育 部 (教育部長)	教育総務班 (教育総務課長)	1 所管施設の被害調査及び復旧 2 所管施設への運営支援 3 県教職員との協力に関する総合調整 4 部内の連絡調整
	学校教育班 (学校教育課長)	1 児童・生徒の避難誘導安全確保 2 公立・私立高等学校の被害調査及び児童・生徒 の避難誘導及び安全確保 3 被災児童・生徒の学用品の調達
	社会教育班 (社会教育課長)	1 所管施設の被害調査及び復旧 2 所管施設への運営支援
	文化班 (文化課長)	1 所管施設の被害調査及び復旧 2 文化財に関する応急措置及び復旧 3 所管施設への運営支援
	市民体育館班 (スポーツ振興課長)	1 所管施設の被害調査及び復旧 2 市民体育館（ふじざくら球技場）における自衛 隊受入れに関する協力 3 市民体育館における他都市職員等広域応援隊の 受入れに関する協力 4 物資集配拠点（市民体育館）の開設・管理
	給 食 班 (学校給食センター所長)	1 施設の被害調査及び復旧 2 給食業者への給食体制確保の要請
	図書館班 (中央図書館長)	1 各図書館の被害調査及び復旧 2 施設利用者の避難誘導及び安全確保

部 名 (部長相当職)	班 名 (班長相当職)	事 務 分 掌
消防部門		
消 防 部 (消防長) (消防団長)	消防統括班 (消防次長) 消防総務班 (消防総務課長) 警 防 班 (警防救急課長) 予 防 班 (予防課長) 消 防 班 (消防署長) 警戒及び作業班 (消防副団長)	1 指揮本部の設置 2 消火及び救出救助全般 3 救急活動 4 水防活動 5 水防災用資機材等の点検及び確保 6 広域消防応援の受入れ及び調整 7 危険物等の災害対策に関する総合調整 8 避難の安全確保 9 災害による行方不明者等の捜索及び収容 10 り災証明書(火災)の発行 11 気象情報の収集・伝達 12 避難の勧告・指示の伝達及び警戒区域の設定 13 火災防止広報 14 その他、消防計画により必要な措置
各 班 に 共 通 す る 事 務		1 傷病者の救出救護 2 地区担当班本部及び被災者支援センターの運営協力並びに災害対策本部組織上の班体制の確立 3 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の収集 4 所管施設の災害予防(避難を含む)、応急対策及び災害復旧対策 5 所管施設での災害時市民対応(受入れ、避難先までの支援) 6 り災証明発行に係る調査職員指名 7 部内外の他班への応援

(6) 地区担当班の構成

ア 各員の任務

職	業 務	配備	人員
班 長	1 地区担当班諸活動の指揮 2 災害対策本部との連絡調整	地 区 本 部	1名
副班長	1 班長の補佐、班長不在時の代行 2 災害対策本部との連絡調整 3 避難所運営総括 4 地区内の情報収集、整理 5 避難所との連絡調整 ※地区本部が市の出先機関の場合は、 上記業務の他、地区本部の災害応急 対策を行なう。	地 区 本 部	1名
避難所係	1 避難所の開設 2 避難所運営の組織化及び避難所運営の支援 3 避難状況の把握 4 災害情報の提供 5 災害時要援護者の専門施設への移送依頼 6 緊急物資、食品、飲料水の供給配分の協力 7 市防災倉庫の管理	各避難所	1避難所 各1～2名

イ 指揮系統

上記体制ができるまでは、参集の早い者で役職上位の者が指揮を執る。
(同等の場合は年齢が上の者)

4 災害対策本部会議の開催

【第1回会議】……災害対策本部長

- (1) 緊急対応協議（最優先事項の決定）
 - (2) 災害の状況報告（災害対策本部会議までに収集した情報）
 - ア 市庁舎の被害状況……………総務部長
 - イ 災害規模の推定（参集職員、ラジオ等から）…危機管理監
 - ウ 情報通信手段の被害状況……………危機管理監
 - エ 火災、風水雪害等の発生状況……………消防長及び危機管理監
 - オ 各部所管施設等の被害状況……………各部長
 - (3) 職員数の報告……………各部長
 - ア 勤務時間内
災害発生時における在庁職員数を報告する。
 - イ 勤務時間外
災害時参集場所へ参集した職員数を報告する。
- ※ 地区担当班の参集状況は、地区担当部長が報告する。
- (4) 災害対策本部会議での協議事項
 - ア 関係機関への応援の要請（必要・不必要・保留）
 - ① 静岡県、自衛隊
被災者の救出、救護のため自衛隊の災害派遣要請を県（東部地域或局
地域或経路）に依頼する。
自衛隊は、第34普通科連隊（板妻駐屯地）が富士宮市の担当とな
っている。
※ 南海トラフ地震と判定された場合は、富士教導団（富士駐屯地）
が担当となる。

(イ) 他市町村

(ウ) 消防機関

(I) 防災関係機関（協定締結先）

イ 災害救助法の適用申請（必要・不必要・保留）

【救助の種類】

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与 ・学用品の給与 ・埋葬
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与 ・医療及び助産
- ・被災者の救出 ・被災した住宅の応急修理
- ・生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 等

ウ 避難計情報及び避難誘導（必要・不必要・保留）

エ 指定避難所の開設（必要・不必要・保留）

オ 物資の調達要請（必要・不必要・保留）

(ア) 食料の調達

(イ) 衣料・生活必需物資、その他の物資

カ 広報活動の実施（必要・不必要・保留）

(ア) 同報無線、メール配信、広報車、ホームページ、ラジオエフ等
による住民への広報、市長の肉声による広報の実施

(イ) 報道関係機関への情報提供

(5) 確認・指示事項

ア 被害情報の収集：災害対策本部事務局

イ 災害時優先電話の使用法（利用者の限定）

ウ 緊急輸送路の確保に関すること（本部事務局から順次公表）

エ 本部会議終了後、各部長は次の本部会議招集まで自席で情報収集
及び応急復旧の指揮に当たる。

【第2回会議】

- (1) 職員参集状況の報告
- (2) 被害情報の報告
 - ア 全市的な被害の程度（被害の集中地区等）
 - イ 火災の発生件数、発生状況
 - ウ 死亡者、傷病者等の状況
 - エ 公共施設、家屋等の倒壊状況
 - オ 道路、橋等の損害状況
 - カ ライフライン（電気・ガス・上下水道）の被害状況
 - キ 病院等医療機関の被害状況
 - ク 公共交通機関の被害状況
 - ケ 避難所の開設状況及び避難者数
 - コ 避難所の状況、不足品等
- (3) 各部の緊急対策と進捗状況の報告
- (4) 県、自衛隊、警察の対応状況の報告
- (5) 関係機関の応援要請等に対する対応の報告
- (6) 余震対策について
- (7) その他必要な事項

【第3回目以降の会議】

- (1) 第2回会議の報告事項と同様
- (2) 義援金について
- (3) 復興対策について
- (4) その他必要な事項

5 報道機関への対応

報道機関への発表は市議会第二委員会室で行い、必要に応じて開催する。

6 避難所の開設 ※ 避難所の運営等については、避難所運営マニュアル参照

(1) 施設の点検



ア 地区担当班及び施設管理者等は、避難所を開設する前に施設の点検を行なう。

イ 市災害対策本部は、応急危険度判定を行い開設の可否を決定する。（応急危険度判定士の派遣）

ウ 危険と認められる場所については、立入禁止とする。

(2) 施設の開設



ア 敷地内で自主防災組織の町内会や班ごとに待機させる。

イ 地区担当班及び施設管理者等は協力し、開設する。

(3) 避難所の組織づくり



ア 避難所の運営の中枢となる人物（会長、副会長）を選出し「避難所立ち上げ組織」を設置する。

避難所運営の中枢となる人物には、自主防災組織の役員や避難住民の中から推薦された人などが考えられる。

イ 避難者による「避難所運営組織」が形成されるまでは、上記の選出された人物が陣頭指揮をとり、避難所の運営にあたる。

(4) 居住グループの編成



ア 1グループの構成人数は最大40人とする。

イ 各居住グループには1名のグループ長をおく。

ウ 編成には血縁関係や居住地域を考慮する。

(5) 部屋割り



ア 施設内のどの部分を避難所として利用するかを、施設関係者と協議する。

イ 避難者全員分の居住空間を確保する。

ウ 傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児、妊婦などを優先して室内に避難させる。

(6) 避難者名簿の作成

ア 市は、未記入の避難者名簿を作成し、避難所に保管しておく。

イ 避難者名簿を配布し、世帯ごとに記入してもらう。（傷病名・障がいの状況なども記入してもらう。）

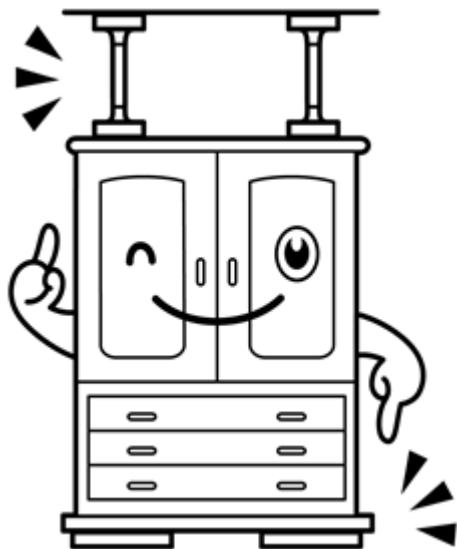
ウ 避難者名簿に基づき、避難所入所記録簿も作成する。

＜個人カード＞

氏 名：	血液型：
電話番号：	
住 所：	
災害対策本部組織の所属部・班：	

各配備体制時における参集の要否

注意報警報等		事前配備	1次配備	2次配備
突発地震が発生した場合				
南海トラフ 地震	臨時情報 (調査中)			
	臨時情報 (巨大地震注意) (巨大地震警戒)			
	臨時情報後に地震 が発生した場合			
風水雪害が発生した場合				
富士山の噴火警報等が発表され た場合				
原子力災害が発生した場合				
武力攻撃事態等が発生した場合				





® 富士宮市さくやちゃん